

特許料金等の改定について

平成27年2月

特許庁

特許制度小委員会報告書の内容を踏まえ、特許料金等の改定について以下の通り検討。

1. 特許部門及び商標部門における料金引下げ

特許特別会計の中長期的な収支見通しに関し、特許部門及び商標部門において今後中長期的に収入が支出を上回り、特許特別会計全体として歳入の増加が見込まれること、等を踏まえ、以下の改定を行う。

- ・ 特許料及び特許出願料を10%程度引き下げる。
- ・ 商標設定登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げる。

○新料金（案）

【特許関連料金】

	現行料金	新料金（案）
特許料（第1年～第3年）	毎年2,300+請求項数×200円	毎年2,100+請求項数×200円
特許料（第4年～第6年）	毎年7,100+請求項数×500円	毎年6,400+請求項数×500円
特許料（第7年～第9年）	毎年21,400+請求項数×1,700円	毎年19,300+請求項数×1,500円
特許料（第10年以降）	毎年61,600+請求項数×4,800円	毎年55,400+請求項数×4,300円
特許出願料	15,000円	14,000円

【商標関連料金】

	現行料金	新料金（案）
設定登録料	区分数×37,600円	区分数×28,200円
設定登録料（分納）	区分数×21,900円	区分数×16,400円
更新登録料	区分数×48,500円	区分数×38,800円
更新登録料（分納）	区分数×28,300円	区分数×22,600円

2. 国際出願に係る料金体系の見直し

特許協力条約に基づく国際出願の件数拡大等を踏まえ、調査手数料、予備審査手数料等について、日本語と外国語の別にそれぞれ料金設定を行う体系に改める。

- ・ 法律において、各手続きの実費を勘案して算定した額（以下の表を参照）を上限額として定める。
- ・ 実際の手数料の額は政令に定めるが、新料金体系の施行開始時においては、①日本語については現行の額を据え置きとし、②外国語については、日本語と外国語における実費に対する料金負担の公平性、諸外国の料金水準、出願動向等を総合的に勘案して定める。

○国際出願に係る料金体系の見直し（法定上限額）（案）

	現行法定上限	新法定上限（日本語）（案）	新法定上限（外国語）（案）
調査手数料及び送付手数料	110,000円 (政令に定める額：80,000円)	143,000円 (政令に定める額：80,000円)	221,000円 (政令に定める額：検討中)
国際調査追加手数料	78,000円 (政令に定める額：60,000円)	105,000円 (政令に定める額：60,000円)	168,000円 (政令に定める額：検討中)
予備審査手数料	36,000円 (政令に定める額：26,000円)	48,000円 (政令に定める額：26,000円)	77,000円 (政令に定める額：検討中)
予備審査追加手数料	21,000円 (政令に定める額：15,000円)	28,000円 (政令に定める額：15,000円)	45,000円 (政令に定める額：検討中)